

入 札 規 程

規程 (経) 第 8 号
制定 昭和 59 年 2 月 28 日
改正 平成 26 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 千葉都市モノレール株式会社の発注する工事又は製造の請負、工事材料、機械機具類の購入及び設計・測量・調査・保守等の業務委託の競争入札を行う場合の 取り扱いについては、この入札規程の定めるところによる。

(入札等)

第 2 条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係社員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第 1 号様式により作成し封かんのうえ、入札者の指名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者が代理人をして入札させるときは、別記第 2 号様式による委任状を持参しなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第 3 号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(入札の取止め等)

第 3 条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者に入札に参加させず、又は、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(無効となる入札)

第 4 条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合であると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第5条 建設工事の入札においては、入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第6条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

(再度入札)

第7条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(入札保証金)

第8条 契約担当課長は、指名競争入札に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の3以上の入札保証金を納めさせなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第9条 入札保証金の納付に代えて提供させることのできる担保（以下「入札保証金に代わる担保」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国債（利付き国債に限る。）、地方債その他社長が確実と認める有価証券
 - (2) 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第3条に規定する金融機関の担保
- 2 契約担当課長は、前項第2号に規定する保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第10条 社長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 指名競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に会社を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。
 - (2) 指名競争入札に付する場合において、過去3年間の間に会社又は国、県、市若しくは他の会社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、かつ、これらを誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、指名競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された者が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、社長は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(入札保証金の還付)

第11条 入札保証金（第15条第1項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させた同項1号に規定する担保を含む。以下この条において同じ。）は、開札が終了したとき又は入札を中止したときに還付する。

- 2 落札者に還付すべき入札保証金は、当該落札者の申出によりこれを還付しないで、29条の規定による契約保証金の一部に充当することができる。

(契約の締結)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承認を得てこの期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約保証金)

第13条 契約担当課長は、契約を締結する者をして、当該契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、社長は、前項の規定によることが著しく実態に即しない場合の契約保証金については、その都度社長が定める金額とすることができる。

(契約保証金に代わる担保)

第14条 契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保（以下「契約保証金に代わる担保」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国債（利付き国債に限る。）、地方債その他社長が確実と認める有価証券
 - (2) 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第3条に規定する金融機関の担保
- 2 契約担当課長は、前項第2号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

(契約保証金の納付の免除)

第15条 社長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去3年間の間に会社又は国、県、市若しくは他の会社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、当該契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の還付)

第16条 契約保証金（第30条第1項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させた同項第1号に規定する担保を含む。以下同じ。）は、契約の相手方が契約を

履行し、かつ、検査が終了したとき後に還付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、財産の売払いの契約において、契約相手方の申出により、契約保証金を還付しないで売払代金に充当することができる。

(異議の申し立て)

第17条 入札をした者は、入札後この規程、設計図書、仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

1. この規程は昭和59年2月28日から実施する。
1. この規程は平成26年10月1日から実施する。